

専決処分の承認（特別職の給料改定等に伴う関係条例の一部改正について）

1 改正条例

- (1) 世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 世田谷区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

2 改正主旨

副区長3人制の実施に伴い、新たに生じる人件費を抑制するため、区長、副区長、常勤の監査委員及び教育長の給料月額を改定する。

なお、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定による専決処分により条例の一部を改正する。また、同条第3項の規定に基づき、令和2年第4回区議会定例会に報告し、承認を求める。

3 改正内容

(1) 区長、副区長、教育長の給料月額について

区長、教育長の給料月額を2%引き下げ、副区長の給料月額は6%引き下げる。

	現行月額(円)	改定月額(円)	引下額(円)
区長	1,071,500	1,050,100	21,400
副区長	859,800	808,300	51,500
教育長	778,800	763,300	15,500

(2) 監査委員の給料月額について

常勤監査委員の給料月額を部長職最高号給と同等とし、常勤代表監査委員については役職手当相当分の2万円を上乗せする。

	現行月額(円)	改定月額(円)	引下額(円)
常勤代表監査委員	729,700	660,200	69,500
常勤監査委員	708,000	640,200	67,800

4 専決処分日

令和2年10月27日

5 施行日

令和2年11月1日

世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前												
<p>○世田谷区長等の給料等に関する条例 昭和47年6月30日条例第19号</p>	<p>○世田谷区長等の給料等に関する条例 昭和47年6月30日条例第19号</p>												
<p>別表第1（第2条関係）</p>	<p>別表第1（第2条関係）</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="170 397 499 443">職名</th> <th data-bbox="504 397 1066 443">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="170 445 499 491">区長</td> <td data-bbox="504 445 1066 491">1,050,100円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 493 499 536">副区長</td> <td data-bbox="504 493 1066 536">808,300円</td> </tr> </tbody> </table>	職名	給料月額	区長	1,050,100円	副区長	808,300円	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1171 397 1500 443">職名</th> <th data-bbox="1505 397 2063 443">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1171 445 1500 491">区長</td> <td data-bbox="1505 445 2063 491">1,071,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1171 493 1500 536">副区長</td> <td data-bbox="1505 493 2063 536">859,800円</td> </tr> </tbody> </table>	職名	給料月額	区長	1,071,500円	副区長	859,800円
職名	給料月額												
区長	1,050,100円												
副区長	808,300円												
職名	給料月額												
区長	1,071,500円												
副区長	859,800円												
<p>附 則 この条例は、令和2年11月1日から施行する。</p>													

世田谷区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区監査委員の給与等に関する条例 平成4年3月12日条例第12号 (給料及び報酬)</p> <p>第2条 識見を有する者のうちから選任された監査委員で常勤のもの (以下「常勤の監査委員」という。)の給料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 代表監査委員 月額 <u>660,200円</u> (2) その他の監査委員 月額 <u>640,200円</u></p> <p>附 則 <u>この条例は、令和2年11月1日から施行する。</u></p>	<p>○世田谷区監査委員の給与等に関する条例 平成4年3月12日条例第12号 (給料及び報酬)</p> <p>第2条 識見を有する者のうちから選任された監査委員で常勤のもの (以下「常勤の監査委員」という。)の給料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 代表監査委員 月額 <u>729,700円</u> (2) その他の監査委員 月額 <u>708,000円</u></p>

世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p data-bbox="181 268 1111 347">○世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例 昭和47年6月30日条例第22号</p> <p data-bbox="170 357 259 392">(給料)</p> <p data-bbox="118 402 882 437">第2条 教育長の給料の額は、月額<u>763,300</u>円とする。</p> <p data-bbox="241 491 327 526">附 則</p> <p data-bbox="181 536 848 571"><u>この条例は、令和2年11月1日から施行する</u></p>	<p data-bbox="1182 268 2107 347">○世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例 昭和47年6月30日条例第22号</p> <p data-bbox="1171 357 1261 392">(給料)</p> <p data-bbox="1120 402 1883 437">第2条 教育長の給料の額は、月額<u>778,800</u>円とする。</p>